

I 各表の諸元、用語の定義

I 各表の諸元、用語の定義

1 各表の諸元

この資料は、「令和2年度水道統計調査」の結果を基に、一部を他の資料で補って作成したものである。したがって、特に年月日等の記述がない場合は、令和3年3月31日現在（令和2年度実績）の値となる。

2 用語の定義

(1) 水道の種類

上水道：計画給水人口5,001人以上の水道

簡易水道：計画給水人口101人以上5,000人以下の水道

専用水道：次のいずれかに該当するもの

①100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

②一日最大給水量が20m³を超えるもの

ただし、他の水道からのみ供給を受け、地中又は地表に設置される施設が次のいずれかに該当するものは除く

・口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下

・水槽の有効容量の合計が100m³以下

自家用水道：50人以上又は10世帯以上の世帯にその飲用に必要な水を供給するもののうち、水道法の規制を受けないもの

飲料水供給施設：給水人口が50人以上100人以下の給水施設

厚生労働省では、簡易水道の布設条件が整わない過疎地域などにおける水道の普及を目的として、簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領で、上記の給水施設を飲料水供給施設と定義し、国庫補助事業を設けている。

なお、埼玉県では、自家用水道のうち居住の用に供する施設で、かつ計画給水人口が50人以上100人以下の施設をさす。

簡易専用水道：水道事業体から供給される水のみを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m³を超えるもの（専用水道に該当するものを除く）

水道用水供給事業：水道事業体に水道用水（浄水）を供給する事業

(2) 水道普及状況に関するもの

行政区域内人口：令和2年国勢調査に基づく令和3年4月1日現在の推計人口（埼玉県総務部統計課資料）

普及率 = $\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$

(3) 水道事業の概要に関するもの

原水の種別：「表」：表流水 「伏」：伏流水 「深」：深井戸
「浅」：浅井戸 「県」：県水（用水供給）

浄水方法の種別：「緩」：緩速ろ過 「急」：急速ろ過 「膜」：膜ろ過
「消」：消毒のみ 「高」：高度浄水処理など

水道料金体系：「用」：用途別 「口」：口径別 「併」：用途、口径別併用
「定」：定額制 「単」：単一制

有収水量：料金徴収の対象となった水量

有効無収水量：管洗浄用、公衆便所用、公衆飲料用、消火用及び演習用等の
水量、メーター不感水量等

有効水量：有収水量＋有効無収水量

供給単価 $= \frac{\text{給水収益}}{\text{年間有収水量}}$
給水原価 $= \frac{\text{総費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯事業費} + \text{材料及び不用品売却原価}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間有収水量}}$

料金回収率 $= \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$

※この値が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入のみでは賅っていない（逆ざやになっている）ことを意味する。

施設最大稼働率 $= \frac{\text{一日最大給水量（分水を含む）}}{\text{現在施設能力}} \times 100$

負荷率 $= \frac{\text{一日平均給水量（分水を含む）}}{\text{一日最大給水量（分水を含む）}} \times 100$

有効率 $= \frac{\text{年間有効水量（分水を含む）}}{\text{年間給水量（分水を含む）}} \times 100$

有収率 $= \frac{\text{年間有収水量（分水を含む）}}{\text{年間給水量（分水を含む）}} \times 100$

利用率 $= \frac{\text{年間給水量（分水を含む）}}{\text{年間取水量（分水を含む）}} \times 100$

水質検査実施機関：「保健所・衛研」：保健所又は衛生研究所
「登録検査機関」：水道法第20条第3項に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関

施設の専用兼用の別：「専」：浄水施設が飲用のみの専用施設であるもの
「原兼」：原水を事業用及び飲用に併用するもの
「浄兼」：浄水を事業用及び飲用に併用するもの

給水状況：「良」：年間を通じ給水状況が良好かつ円滑なもの